仮設トイレ設置等業務仕様書

1　業務内容

びわ湖疏水船乗下船場に仮設トイレを設置し、設置期間終了後に撤去すること。

2　法令等の遵守

受託者は、本仕様書、京都市上下水道局契約規程その他業務上関連する法令及び条例等を遵守しなければならない。

3　仮設トイレについて

⑴　仮設トイレはレンタルとする。

⑵　水栓式・下水道直結型とする。

4　設置場所等

⑴　設置場所：びわ湖疏水船三井寺乗下船場内（〒520-0033 滋賀県大津市大門通３−３−２）

⑵　設置期間：１１月中旬から１２月中旬頃

⑶　設置及び撤去作業日については、別途、当局と打合せのうえ、日時を決定することとする。

⑷　現地に水栓及び下水道管、下水ますあり。

5　支払方法

完了後一括払い

6　提出書類等

受託者は、以下に定めるものを京都市上下水道局総務部総務課に提出すること。

⑴　請求書

⑵　業務完了届

仮設トイレ設置完了後は、施工状況等が確認できる写真を添付のうえ、速やかに提出すること

7　契約期間

契約締結の日から令和８年１２月２０日(日)まで

8　その他

⑴　本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、京都市上下水道局（以下「上下水道局」という。）と協議し、その決定に従うこと。

⑵　本業務に関する著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）は、当局に帰属するものとする。

⑶　上下水道局は、必要に応じて、業務内容の変更を行うことができる。この場合におい

て、受託者と協議のうえ決定するものとする。

過去設置状況







